

## 關係法令

( 森林法、森林法施行令、森林法施行規則 )

# 森 林 法 ( 抄 )

( 昭和 26 年 6 月 26 日 )  
( 法 律 第 2 4 9 号 )

## ( 林業専門技術員及び林業改良指導員 )

- 第 1 8 7 条 都道府県に林業専門技術員及び林業改良指導員を置き、その都道府県の吏員をもって充てる。
- 2 林業専門技術員は、試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について、調査研究を行い、及び林業改良指導員を指導する。
- 3 林業改良指導員は、左に掲げる事務を行う。
- 一 森林所有者その他林業を行う者又は林業に従事する者に接して林業に関する技術及び知識を普及すること。
  - 二 森林の施業に関する指導を行うこと。
- 4 農林水産大臣が農林水産省令で定めるところにより行う林業専門技術員資格試験に合格した者その他政令で定める資格を有する者でなければ、林業専門技術員に任用されることができない。
- 5 都道府県が条例で定めるところにより行う林業改良指導員資格試験に合格した者その他政令で定める資格を有する者でなければ、林業改良指導員に任用されることができない。
- 第 1 9 5 条 国は、都道府県に対し、次に掲げる事業（次項において「林業普及指導事業」という。）について、交付金を交付する。
- 一 林業専門技術員及び林業改良指導員を置くこと。
  - 二 林業専門技術員又は林業改良指導員が第 1 8 7 条第 2 項又は第 3 項に規定する事務を行うこと。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定による都道府県への交付金の交付については、各都道府県の林業人口、民有林面積及び市町村数を基礎とし、各都道府県において林業普及指導事業を緊急に行うことの必要性等を考慮して政令で定める基礎に従って決定しなければならない。

# 森林法施行令（抄）

（昭和 26 年 7 月 31 日）  
政令第 276 号

## （林業専門技術員の任用資格）

第 9 条 法第 187 条第 4 項の政令で定める資格を有する者は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者（これと同等の学歴を有する者として農林水産大臣の定める基準に適合するものを含む。）で、国若しくは地方公共団体の試験研究機関その他農林水産大臣の指定する試験研究機関若しくは学校教育法による大学その他農林水産大臣の指定する教育機関において林業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間、同条第 1 項に規定する林業専門技術員若しくは林業改良指導員であった期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近 15 年のうち 12 年以上に達するものとする。

## （林業改良指導員の任用資格）

第 10 条 法第 187 条第 5 項の政令で定める資格を有する者は、前条に規定する学歴を有する者で、同条に規定する試験研究機関若しくは学校教育法による大学若しくは高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）その他農林水産大臣の指定する教育機関において林業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間、法 187 条第 1 項に規定する林業改良指導員であった期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近 8 年のうち 6 年以上に達するものとする。

第 14 条 法第 195 条第 2 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該予算総額の 4 割は、各都道府県の林業人口に応じて各都道府県に配分する。
- 二 当該予算総額の 2 割は、各都道府県の私有林面積に応じて各都道府県に配分する。
- 三 当該予算総額の 2 割は、各都道府県の市町村数に応じて各都道府県に配分する。
- 四 当該予算総額の 2 割は、森林災害に対処するため、森林資源の開発を行うためその他林業の発展のため緊急に林業普及指導事業を行うことを必要とする都道府県に配分する。

# 森林法施行規則（抄）

〔昭和 26 年 8 月 1 日〕  
農林省令第 54 号

## （林業専門技術員資格試験の回数）

第 32 条 法第 187 条第 4 項の林業専門技術員資格試験（以下「試験」という。）は、次に掲げる専門項目別に、毎年 1 回行う。ただし、特に必要があるときは、専門項目を指定して臨時に行うことがある。

- 一 林業経営
- 二 造林
- 三 森林保護
- 四 森林機能保全
- 五 林産
- 六 特用林産
- 七 林業機械
- 八 普及方法

## （試験方法）

第 33 条 試験は、書類審査、筆記試験及び口述試験とする。

- 2 書類審査は、前条の専門項目についての業績の報告書及び審査課題による報告書について行う。
- 3 筆記試験は、専門的知識について行う。
- 4 口述試験は、専門的知識、常識その他林業専門技術員として必要な能力について行う。

## （受験資格）

第 34 条 第 32 条第 1 号から第 7 号までの専門項目についての試験については次の各号のいずれかに該当する者、同条第 8 号の専門項目についての試験については次の各号のいずれかに該当し、かつ、林業改良指導員の職務に従事した期間が 3 年以上に達する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法による大学（同法第 69 条の 2 に規定する大学を除く。）において、林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後当該試験の実施期日までに、次のイ若しくは口の職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が 7 年以上に達するもの
  - イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）その他これらと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育
  - ロ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導
- 二 学校教育法第 69 条の 2 に規定する大学において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後当該試験の実施期日までに、前号イ若しくは

口の職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が 10 年以上に達するもの

三 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後当該試験の実施期日までに、第 1 号イ若しくは口の職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が 14 年以上に達するもの

第 35 条 次の表の上欄に掲げる専門項目については、前条第 1 号又は第 2 号に規程する大学において、それぞれ同表の下欄に掲げる学科の正規の課程を修めて卒業した者で、同表の上欄に掲げる専門項目に関する科目を修め、当該専門項目に関しこれらの大学の卒業者と同等以上の学力を有すると農林水産大臣が認めたる者は、それぞれ同条第 1 号又は第 2 号の卒業者とみなす。

専 門 項 目	学 科
林 業 経 営	経 済 科 農 科
造 林	理 科 農 科
森 林 保 護	理 科 農 科
森林機能保全	理 科 工 科 農 科
林 産	理 科 工 科 農 科
特 用 林 産	理 科 農 科
林 業 機 械	工 科 農 科

2 前条第 1 号又は第 2 号に規定する大学において、林業以外の学科の正規の課程を修めて卒業した者で、都道府県が条例で定めるところにより行う林業改良指導員資格試験に合格した者は、それぞれ前条第 1 号又は第 2 号の卒業者とみなす。

3 外国にある学校を卒業した者は、当該学校の修業年限及び課程に応じて農林水産大臣がこれに相当すると認めたる日本国の学校を卒業した者とみなす。

4 外国の行政機関、教育機関又は団体において、林業に関する試験研究若しくは教育又は林業に関する技術についての普及若しくは指導に従事した者は、農林水産大臣がこれに相当すると認めたる日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において、当該在職期間と同一期間試験研究、教育、普及又は指導に従事した者とみなす。

5 第 1 項、第 3 項又は前項の規定による農林水産大臣の認定を受けようとする者は、第 1 項に規定する者にあつては当該科目を修めたことを証明する書面並びに当該科目の単位数及び時間数を記載した書面、第 3 項に規定する者にあつては履歴書及び最終学校卒業証明書、前項に規定する者にあつては履歴書を農林水産大臣に提出しなければならない。

6 農林水産大臣は、前項の書類を審査し、相当と認めるときは認定書を交付し、不相当と認めるときは、その旨を通知する。

#### (試験実施の公告)

第 36 条 農林水産大臣は、試験を行おうとするときは、試験の実施期日、場所、受験願書の受付期間その他試験の実施上重要な事項を、試験期日の 60 日前までに公告するものとする。

#### (受験願書等)

第 37 条 試験を受けようとする者は、受験願書に次の各号に掲げる書類を添え、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

一 履歴書

二 最終学校卒業証明書又は検定合格証明書

三 第 34 条第 1 号イ又はロの職務に従事した期間につき、受験資格を有する者であることを証明する書類

四 第 35 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定による農林水産大臣の認定を受けた者にあつては、同条第 6 項の規定により交付された認定書

2 農林水産大臣は、受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

#### (合格の公表及び合格証書)

第 38 条 農林水産大臣は、試験施行後 1 箇月以内に試験合格者の氏名を公表するとともに、合格者に合格証書を交付する。

2 合格証書を失い、又はき損した者は、合格証書の再交付を申請することができる。

#### (不正行為に対する処分)

第 39 条 試験に関し不正行為があつた場合には、当該不正行為に係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

#### (受験手数料)

第 40 条 受験手数料は、徴収しない。

#### (試験審査委員)

第 41 条 農林水産大臣は、関係行政庁の職員又は学識経験がある者のうちから試験審査委員を委嘱する。

2 試験審査委員は、試験成績を判定し、その結果を農林水産大臣に答申する。

#### (交付金の交付決定の基礎となる林業人口等)

第 43 条 法第 195 条第 2 項の林業人口は、直近に公表された統計法（昭和 22 年法律第 18 号）第 2 条の規定に基づく指定統計第 26 号による林業に従事した林家の従事日数別の世帯員数中の農家世帯員の自营林業が主の男女計の合計及び非農家林家世帯員の自营林業が主の計並びに保有山林面積規模別林業事業体数

と面積中の林家以外の林業事業体数の計の事業体数並びに主な雇われ先別林業労働者数中の計から営林署及び地方公共団体に主に雇われている林業労働者の数を控除したものを合計したものによるものとする。

2 法第 195 条第 2 項の私有林面積は、前項に規定する指定統計による林種別森林面積中の市区町村の合計、財産区の合計及び私有の合計を合計したものによるものとする。

3 法第 195 条第 2 項の市町村数は、第 1 項に規定する指定統計による林種別森林面積中の私有林の合計が 1 ヘクタール以上の市町村の数によるものとする。

#### (申請書等の様式)

第 44 条 第 2 条の申請書、第 5 条第 2 項の指定申請書、第 7 条第 1 項の届出書、第 8 条の 2 第 1 項(第 8 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)の申請書、第 8 条の 2 第 2 項(第 8 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)の通知書、第 8 条の 5 第 1 項の届出書、第 9 条第 1 項の認定請求書、第 13 条の 9 第 1 項及び第 2 項(これらの規定を第 13 条の 21 第 1 項において準用する場合を含む。)の変更認定請求書、第 13 条の 10 第 2 項の届出書、第 13 条の 11 第 1 項の届出書、第 13 条の 12 第 1 項の認定請求書、第 17 条の申請書、第 21 条の意見書、第 22 条の 6 の申請書、第 22 条の 7 の決定通知書、第 22 条の 8 第 2 項の届出書、第 22 条の 9 の申請書、第 22 条の 11 第 2 項の届出書、第 22 条の 13 第 1 項及び第 22 条の 14 第 1 項の届出書、第 22 条の 14 の 3 第 1 項の届出書、第 23 条の申請書、第 25 条第 6 項の認定書、第 37 条第 1 項の受験願書、同項第 3 号の書類並びに第 38 条第 1 項の合格証書の様式は、別に定めて告示する。